

会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会 協 議 会	開 催 月 日 ・ 令 和 6 年 2 月 6 日 開 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 9 時 5 9 分 閉 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 1 1 時 5 1 分
出 席 者	後藤 國弘 川柳 雅裕 後藤 徹 野口 佳宏 南谷 佳寛 山田 紘治	
欠 席 者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍 聴 者		
説 明 の た め に 出 席 し た 者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協 議 事 項	○ 議会基本条例の評価、点検について ○ 能登半島地震の義援金について ○ 市長からの申し入れについて	

【開会=午前 9 時 5 9 分】

後藤國弘委員長

ただいまから議会運営会を開会いたします。先日は視察、大変皆さんご苦労さまでした。大変有意義な視察になりました。ありがとうございます。

本日の審議事項はタブレット端末の議会運営委員会フォルダに格納したとおりであります。

はじめに議会基本条例の達成状況に関する評価点検についてを議題といたします。前回の協議結果を踏まえ、市議会としての最終取りまとめを行っていきたいと思います。皆さんお目通しをいただきまして、特に評価コメント、この欄に市議会としてのまとめ方などについて、公表に向けて皆さんのご意見、評価の対象とした項目の順にお聞きしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

第 2 章 議会及び議員の活動原則というところの評価コメントですが、皆さんご意見ありましたら、よろしいでしょうか。

(発言なし)

後藤國弘委員長

この評価コメントのとおり行きたいと思います。

第 3 章ですが、市民と議会の関係についてです。よろしいでしょうか。

(発言なし)

後藤國弘委員長

次に行きたいと思います。第 4 章ですが、議会と行政との関係についてです。よろしいですか、何かご意見ございますか。

(発言なし)

後藤國弘委員長

ここでは議会としての評価、市議会の条例の趣旨の実現がより努力が必要ということで、それを強化していくことが課題であるということです。そのことを表記しております。

次、第 5 章 議会の機能強化等に関してです。ここでは議員間の自由な討議の部分で若干努力が必要かなというような結果でありますし、議員研修などはコロナ禍明けで十分できたという評価となっております。よろしいですか。

後藤國弘委員長	(発言なし) 次、第6章 災害時における議会及び議員の活動についてです。これに関しては災害時におけるタブレットなんかはまだ経験がないので、これに対する準備が必要かなという気がいたします。また、2月には安否訓練があります。第6章いいですか。よろしくお願いします。 (発言なし)
後藤國弘委員長	次、第7章ですが、議員の政治倫理、定数及び報酬に関してですが、第7章よろしいですか。 (発言なし)
後藤國弘委員長	第8章ですが、政務活動費等に関しては、ここでは政務活動費の透明性ということなので、その使途に関しては皆さんきちっとやられている。 それでは、第9章 議会事務局等に関してです。事務局に関してはいいと思います。議会図書室に関しては、今後とも強化に取り組んでいくということであります。このようなことで、10章は補足なので、全体を通して何かご意見ありますでしょうか。 (発言なし)
後藤國弘委員長	では、この結果をもとに委員会案として全議員にお示ししたいと思います。 (「市民に出すの」と呼ぶものあり)
後藤國弘委員長	ホームページで公表、このままですか、このままだそうです。 次に、能登半島地震の義援金について協議したいと思います。皆さんご案内のとおり1月1日に能登半島地震が発生いたしまして、多くの方が被災されております。このほど全国市議会議長会より、この震災に対する義援金の支援協力のご依頼がございました。羽島市議会としても義援金に協力していきたいと思いますが、いかが取り扱いましょう、ご意見あるかたよろしくお願いします。義援金を出していくということで、金額をどのくらい。

議会総務課長	過去の例ですと、同じように全国市議会議長会から義援金の協力依頼があった場合、平成30年7月の豪雨災害、平成28年4月の熊本地震とも1人1万円ずつ集めまして、義援金として振り込みをしております。
後藤國弘委員長	1万円ということですが、これでよろしいでしょうか。 (異議なし)
後藤國弘委員長	この件に関しまして、当委員会におきましては議長から全議員に説明していただきまして、了承を得て支援を進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。 次に、市長からの申し入れについて協議したいと思っております。資料につきましてはお手元、いわゆる紙ベースでお配りしております。この紙ベースの資料ですけど、関連資料につきましては会議終了後回収させていただきますのでよろしくお願いします。議長から依頼がありましたのは、まず栗津議員の令和5年12月定例会の一般質問及び討論における発言に関し、議長が発言について後日精査し、措置することを宣告しておりました結果についてであります。お手元の資料のとおり配付の会議録を作成したいということですので、委員においてご意見ございますでしょうか。栗津議員の発言に関して、網掛けの部分を削除するということでもあります。話し合って議事録削除ということになっておりましたので、このようにこの箇所を削除しますというふうに議長から来ております。これでよろしいでしょうか。黒丸で何かしゃべっているなというのはわかるんですけど、そういう削除の仕方であります。
山田委員	4ページのところの上段で、行政側の要請、県からのうんぬんときて、「部長、課長の2名の出席しか当日には出席されなかった。」を消すわけでしょう、その後に、「しかもその当日、その部長は」ときとるわけ。ということは、部長は出席しとるということ、これ消さなかったら、おかしいでしょ、文章が。「部長は行政の代表として出席しているのではなく、本日はオブザーバーで出席をしている」という発言をされた。」ここまで調査してこんとわからない。部長を消すと続いてきてしまう、部長が挨拶しとるんやね、どうも。だから、これ別に消さないかん問題ないんじゃないの、別にいいんじゃないの、あかんの。

藤川議長	ホチキス留めの資料を見ていただいております。この資料の関係につきましては、最終日に栗津議員から発言の取り消しの申し出がございまして、議場でそのような発言がございました。具体的にどの部分を削除するかというところで、事務局と栗津議員にどの部分ですかということをや取り取りしていただいたと思うんですけど、その辺り事務局で栗津議員とはどういうやり取りがあったのかというのをご説明いただけると。栗津議員の発言の取り消しの申し出があったことに対する対応ということですので、その点確認をお願いします
野口委員	議論して、事実に基づかないということは確定されたんですよ。だから、山田委員の言われるように、その部長はと言って、部長消せばいいだけの話じゃないの。
山田委員	消すならオブザーバーとして出席と部長が言っておるんやで、部長が言っている。あっていることを消すというのはおかしい話。
野口委員	あってないでしょ。
山田委員	部長と課長が、「その部長は行政の代表として出席しているのではなく、本日はオブザーバーで出席をしているという発言をされています。この発言は、この発言一つとっても県と市が何となくしっくりいってないと我々と思うわけです。」こういうふうに言っとるわけで。
野口委員	行政側の要請と県の要請って、ちゃんと調整した上で市は2と出してるんでしょ、確か。
山田委員	だから、部長と課長はこの会議に出席している。最終的には部長、課長の2名の出席。これがあっているか違っていか。
野口委員	この言い回しだと、4人来るはずだったけれども2名しか来なかったというふうになっているから消さなあかんでしょ。調整した上で、その結果2名でやっているんだから、これは消さなきゃいけないよ。
山田委員	なんで、2名は出席しとる。

野口委員	2名出席しとったって、この言い回しだと何も調整してなくて2名しか来なかったというふうになっているわけだから。
藤川議長	どの部分がどうかというのは、栗津議員からも資料を提出いただいておりまして、市と県とのメールのやり取りの資料を出していただいております。そこから判断できること、できないことはあるんですけども、4名の出席を2名に断ったという、断ったということは、要請で4名出てくださいと言われて、出れませんというのは断ったことになるんですけど、いただいた資料から4名出てくださいという要請があったということが確認できないもので、断っている経緯がございますというこの断定的な表現が、これは断定できないのではないかとということで、また断った事実はないということも栗津議員ではなく、メールをやり取りした執行部側に確認をしております、この部分が事実でないので削除しますということです。その上の、「部長が行政の代表として出席しているのではなく、本日はオブザーバーとして出席しているんですよ」という発言をされたんですよ、この発言は、この発言一つ取っても県と市が何となくじっくりいっていないと我々は思うわけですよ。」という発言がありますが、この「思う」という部分については栗津議員の感想でありますし、その前の「本日はオブザーバーで出席している」という発言をされたんですよ。」というところは正しいのか正しくないのか私は確認できないので、それはそのままになっております。これが事実でないとおっしゃるかたがいらっしゃるのであれば、それは削除しないかんかもしれませんが、私の方ではそこは今確認できておりません。
議会総務課長	発言取り消しにつきましては、栗津議員が最終日に令和2年4月23日の岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議に関する発言はご自身で取り消されたんですけど、令和2年4月18日開催のこの4名から2名と変更のあった県主催の説明会に関する発言については、栗津議員自らは発言は取り消しをされておらず、議長が議場で留保の宣告をされた部分になります。今回網掛けしてある部分については議長に確認をしていただいた後に栗津議員にもお見せしております。

後藤國弘委員長	栗津議員とも了解の上での網掛けの削除ということで、多分この部分に関しては意味うんぬんではなくて、本当に多分部長は出席しているし、オブザーバーで参加しているような発言ということが確認がしっかり取れてるかどうかはよくわからないんですが、その部分に関しては「思うわけですよ」という感想ですので、この部分は別に残っても別に問題はないかなと思います。いわゆる県からの要請が4名で、それを断ったということがわからなければいいかなと、そういう事実はなかったということは確認取れておりますので。
野口委員	「その部長は」はいいの。
後藤國弘委員長	部長はおったんやで仕方がないんじゃないですか。
野口委員	おったんやでいいやろというんだったら。
南谷佳寛委員	部長、課長の2名の出席というのが、最初4名出てくれというといっておるのを2名しか行っていないということのを栗津議員が言っているわけで、それは違うということでこのところを消すということで、部長が出ているのは別に問題じゃない。
藤川議長	この部分については、市の方からも断った事実はないという話がありまして、メールのやり取りの資料も栗津議員から提出したものと照らして、その事実関係を確認しております。その確認の結果、栗津議員の4名の出席を2名に断ったという経緯がございますと断定をされておりますが、そもそも4名出席してくださいという県からの要請が正式になされたということが栗津議員提出の資料からは確認できません。また、市の方からも4名の要請があったという事実はないものですから、断っていないというところで違いますよという部分は消しますという、それは事実ではないので、それは栗津議員も確認のもとで。
野口委員	部長、課長が出席しているのは事実なんですよ。だから部長と課長は別に消す必要ないじゃん。全部消せと言っているわけじゃない。
山田委員	議長が言っている県からの要請、最初は4名が2名というやつだけど、あのメールの文章を見たけど、県からは2

	名というあれでよろしいですかというふうになっているということは、前に何らかあるはず、あれを見ると。
野口委員	調整はされているから、栗津議員の言っていることは間違っている、勝手に断って、県に無礼なことを働いたという言い方をしているけど、それはもちろん違う。でも、この議事録は「最終的には部長、課長の2名の出席者しか当日に出席されなかった、しかも当日、その部長は」、「その部長は」とあるのに、部長、課長というのは消されるわけでしょ。部長と課長が出席したのは事実なんでしょう。部長と課長は別に消す必要ないんじゃないの。
後藤國弘委員長	全部消すか、ここの網掛けの部分の最終的には部長、課長2名の出席を残すかということになる。
南谷佳寛委員	「しか当日には」というのは消さないかんと思うよ。
野口委員	だから消さなくていいのは部長と課長、あとはいい。部長と課長が出席しているのは事実なんだから、部長と課長は消す必要ないでしょと言っているの。
後藤國弘委員長	部長、課長2名の出席のところを残して、あとは消すという、今「行政側の要請、県からの要請、最初は4名の出席を要請しておりましたが、最終的には部長、課長2名の出席しか当日は出席されなかった」という部分で、「行政側」から「最終的には」まで消して、「部長、課長の2名の出席」は残して、「しか当日には出席されなかった」という部分を消すという形であれば、「その後部長は行政を代表として」というふうに入るので、何ら問題ないかなと思いますが、部長、課長2名出席の部分だけは消さないというふうでよろしいですか。どちらかだと思うんですけど。
山田委員	こういうふうに言った言わんでお互いに、栗津議員の場合は確信持ってしゃべっとるだろうけど、確信持たずにしゃべっとることなんていくらでもある。それ全部消すとなったら、その証拠をまず取らんことには消されない。この問題であつたって、きちっと証拠を取らないと消されない、普通だったら。
後藤國弘委員長	前回の議運できちっと証拠を見てやりました。

山田委員	それで、行政と県からのいうのでも、お互いの見解の相違があったかもわからんけど、県からののはご提出願ったこの2名でよろしいですかというようなメールが来ていた。本当にこの2名なのかなと思っておるんやけど、その中身はどうかは知らんよ。そういうメールが来ておったよ。
後藤國弘委員長	事実関係は、県側が4名の出席を要請したことは確認が取れないので、こういう発言はおかしいということと、基本的に最後に2名の出席でよろしいですかということで2名を出したという事実は取れていますので、部長、課長2名の出席は残していけばいいかなと私は思いますが、基本的にこの部分は栗津議員は4名の出席を2名に断ったという趣旨の発言ですので、消すなら全部消すというのが一番わかりやすいところですけど、残すとすればそういう残し方かなと思いますが。どうでしょう、それでよろしいですか。ほかに削除する部分はよろしいですか。
野口委員	これも話し合いましたよね、そもそも栗津議員は議事録全てを見ているわけじゃなくて、要旨を見ているからこういう流れになったということで、要旨がそういうふうになっているからそのまま話してしまったけれども、事実はちゃんと、それは録音で確か確認をした記憶があるんですけども、6、7ページは問題ないと思います。
後藤國弘委員長	8、9ページも同じようなことだと思います。
野口委員	急に手挙げたというやつ、これも違うじゃん。
後藤國弘委員長	これも確認が取れております。
野口委員	議事録要旨を見ているからでしょ。9ページもいいんじゃないですか。要旨見て話をしているんだから。
後藤國弘委員長	10ページ、11ページはどうですか。
野口委員	OK。私は大丈夫です。
後藤國弘委員長	あと討論ですが。
山田委員	前回も申し上げましたが、個人の判断で決定できませんよ。証拠を持っているわけじゃない。調査したわけで

	もない。この文章だけで、お互い嘘の言い合いをやっとなるかもわからへん、そういうこともあるわけ。だから、このことでこれが正しいですよという判断はちょっとできません。
野口委員	いつか忘れましたが、しっかりとメールのやり取りと、あと、どちらから提出されたんでしたか、音声は。
後藤國弘委員長	行政です。
野口委員	間違いなく栗津議員が議事録の要旨で質問されているというのもわかりましたし、会議全体の録音がある以上、しっかりと議運で決めなきゃいけないと思っていますし、それがしっかりとした証拠でもあると思いますから、私は冒頭申し上げたところ以外は消していただいて構わないです。討論は別ですよ、まだですけど、まず一般質問に関してはいいと思います。問題だと言って出てきたものを議運でしっかりと決めていかないといけないので、委員会ですから、決められないというのはいけないと思うので、ここはしっかりと根拠に基づいて、議論を進めましたので。
議会総務課長	令和２年４月２３日の岐阜県新型コロナウイルス本部員会議資料につきましては、栗津議員から最終日の会議前に発言取り消し申し出書が提出されておりました、その資料の認識に認識不足がありましたので、その部分に関する発言の取り消しを申し出ますということで文書をいただいております。それに基づいて取り消し箇所を現在当てさせていただいております。
山田委員	本人は何の取り消しを、本人が言ったの。
議会総務課長	本人が最終日の会議前に発言取り消し申出書を出されています。
山田委員	どこの部分の、それは言ってない。
議会総務課長	議長が最終日の冒頭に「８日の栗津議員の一般質問標題コロナ療養施設開設の経緯の中の質問中、令和２年４月２３日の岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議（第１０回）に関する発言を取り消したいという申し出がありました。」ということで議会の議決を諮っております

	ので、発言取り消しは異議なしということで発言取り消しの申し出は許可されております。
後藤國弘委員長	ということは、栗津委員が発言取り消しを申請しているということで理解していいですか。多分この部分は議事録要旨と実際の、いわゆる全体の議事録というのがないので、録音データを基に議会運営委員会で確かめたように、実際のところと事実とは異なっていたということが確認されておりますので、この部分に関しては削除していくということによろしいでしょうか。 (異議なし)
後藤國弘委員長	討論の部分についてはご意見ございますでしょうか。
野口委員	これも事実に基づかないという、これもありましたか。
藤川議長	これについては、最終日に留保の宣告をさせていただいておりますが、不穏当発言とみなしております。花火大会は実行委員会が開催しておりまして、実行委員会から花火大会を中止することになった際に、議会にも連絡をいただいております、その旨説明する資料が配布されておりました。それをご覧になっている議員の皆様はご承知かと思いますが、花火大会の中止は実行委員会で決定しております、いかにも市長の決定にないようなことを公表していますという、あたかも市長の責任逃れと言わざるを得ませんというのが不穏当な発言になるのではないかとこの部分で、この部分は削除する必要があるのではないかとこのように考えております。
山田委員	花火大会の実行委員会、あるいは昨日駅前フェスの実行委員会にも出席したんですけれども、全部一応市長が出ていますよね、その会議に出ているはずなんですよ。
藤川議長	花火大会についてはちょっとわかりませんが。
山田委員	わからんけど、普通は出とると思う。そうすると、実行委員会の賛否によることなので別にいいんですけど、それをどうのこうの言うわけじゃないですけど、例えば本当に花火なら花火を開催していきたいと市長が思う気持ちがあったら、そこで一言言ってもらうとか、あるいは昨日でも

	そうですが、駅前フェスの関係なんですけど、これは結果だけ、前回の結果報告。かといって中には来年のことも話されるわけですよ、来年はどうしたらいいのでしょうかと言うんだけど、そこで予算も何も出てきていないわけです。ちょっと本当にそういうことをきちっと言うべきかなと思ったけど、あまりにも皆さんシーンとしている中でそういう話をする、ちょっと問題が起きるかなと思ったので、ちょっと黙りましたけど、いずれにしても昨日の駅前フェスの実行委員会に市長は名誉会長ということで出ておるし、それから花火の実行委員会のことはあまり今はわかりませんが、おそらくみんな共催でやっておるんじゃないかなと思うんです、市とか商工会議所とか5つか6つの団体で共催だと思うんですよね、みんな。それで、その場にはおそらくみえただろうと私は思うので、行って言えないことはない、自分の気持ちを言うのであれば、そういうことを言っておるんじゃないですか。
後藤國弘委員長	この件に関して栗津議員は何か言われているんですか。
議会総務課長	これについては確認していません。
後藤國弘委員長	これについては確認していないということです。これは不信任の賛成討論ですので。
野口委員	12月のこっちの方は栗津議員から取り消してくださいというのはないわけでしょう。討論の網掛けのは何か申し入れがあったのか。
議会総務課長	最終日に議長から留保の宣告がありました。
後藤國弘委員長	ちょっと資料があるそうなので。 (資料配布)
後藤國弘委員長	討論の部分ですが、この部分に関してご意見ございましたら。
川柳委員	私、このときはお休みしていたし、採決のときは議場を退出していましたので、発言を控えようと思っていましたけど、そもそも論ですけど、議事録というのは議事に際して、あのときああ言った、こう言ったという証拠を残した

山田委員	めにあるものだと私は思うんです。だから、議事録に残るから、議場においてはそれだけ慎重な発言というのが、我々全員には必要だと私は思っているんですけど、事の審議はどうあれ、例え間違っていたとしても、そのときの発言を残すのが議事録の役目だと思うので、今ここでこれを消すとか消さないというようなことをここでやっているのは、私は改ざんをしているような感じがして、私はやりたくないです。 私も常々言っておりますが、とにかく川柳委員が言ったとおりでと思うんです。こんなことを我々が白黒つけることではないと思う。だったら第三者委員会か何か立ち上げてやってもらえばいいと思うけど、問題があったら責任来てしまいますよ、こんなところで結論出したら、これが正しいか正しくないかなんて、両方呼んで聞いているわけでも何でもないし、この事実関係わからない、私らでは、そうでしょ。お互いの思いを言ってるわけ。例えば栗津議員が言ったことに対して市長がそんなことはないと言っているわけですから、この事実関係をとにかく確認せんことにはいかないんじゃないかなと思います。何だかんだ言っても、やはり執行部と議会側の一部でしょうけど、コミュニケーションが取れとらん。だから、もっと議会对執行部というより、もっとコミュニケーションをしっかりと取るような、そういう場にしていきたいと、これからのことも思います。
野口委員	議事録関係ないですけど、賛成討論で栗津議員が話をされたんですけど、議事の進行上、討論のときというのは、討論を受けて、今回の場合松井市長に対する不信任ですけど、討論を受けて、これに行政側というか市長は何か反論とかできるの、議事進行上できないの。申し訳ないけど、何回も同じ質問されていますよね、毎定例会、議員が。行政側の答弁は松井市長が議長に提出されたこの紙のと通りの答弁をずっと繰り返してきているにも関わらず、こういう言い回しだから、それを理解したというか、それでも責任逃れという言い方をしているので、議員個人個人の受け止め方と言ったらそれまでですけど、難しいね。私が一番引っかかっているのは、さっきのやつは一般質問でこれは討論なんですよ、不信任の賛成の立場ですからいろいろ言われることはあるだろうと思うんですけど。

後藤國弘委員長	討論だから何を言ってもいいということ。
野口委員	何を言ってもいいというわけじゃないけれど。
南谷佳寛委員	今の何を言ってもいいということはないと思いますけど、ここに書いてあることを削除する、削除せんじやなしに、市長から申し入れがあった一番最後の再発防止の徹底をされるよう申し入れをしますという、この部分が大切だと思うので、同じようなことを毎回毎回、繰り返し繰り返し、わかったのかわからんのか、納得するのか納得せんのかかわからんのですが、毎回毎回同じようなことを言われる、再発防止の徹底をされるよう申し入れますという部分が大切だと思うんですが、賛成討論ところで言ったことを消せと言っても、さっき野口委員が言われたように、とにかく市長のことがこういうふうであかんのやというつもりで言われておると思うので、消せとか言うより一番最後の再発防止の徹底を申し入れますという部分が大切だと思います。
山田委員	何遍でも言いますが、近藤議員の、市長がどこかで言った話のことを言ったということじゃないですかね。だから、本当に市長がそれを言ったのか言わんのかすらわからんわけでしょ。市長は言っとらんと言っとるかもわからんけど、確認もしとらんわけですよ。近藤議員は・・・。
後藤國弘委員長	近藤議員のは後でやりますので。 思いの話ではなく、事実かどうか、事実誤認があったかどうかということを議論していただきたいんですけど、この文章の内容では、市長が花火大会を中止に持ち込んだというような内容ですが、実際には実行委員会が花火大会を中止という決定をしたという、この部分がどうなのか、事実誤認があるかどうかということを皆さんにお聞きしたいと思いますが。
野口委員	栗津議員の１２月定例会の一般質問に関しては音声も出てきたし、メールの本文も出てきたので、ある程度は検討できるんです。だから私は削除、黒塗りで潰すというのはＯＫした。こっちに関しては毎回毎回言いますが、質問して答弁もらっても、栗津議員本人がそれは市長の責任逃れだと思ったら発言するよね、これ。市長の思いもわかるよ、これが事実だと思いますから、私は。でも、その答弁

	を聞いて栗津議員本人は、これはもう絶対市長の責任逃れなんやと思って賛成討論をしているわけでしょう。それに関して議事録の削除はできんよね。だから、捉え方がどうしてもいろんな考え方があるから、栗津議員はこれは絶対、何回も答弁聞いたけれど、これは市長の責任逃れなんだとやっているわけだから、南谷委員言われるように、行政の言っていることも理解してもらった上でやってくれという再発防止の徹底でいいんじゃないかなと思う。議事録削ですよね、申し訳ないけど、もし市長不信任、わからないけど、何かのタイミングで出そうと思ったときに、やっぱりいろんな主張をしなきゃいけないから、出てくると思うんだよな。議事録削除まではどうなのかなというのが正直言っている。
山田委員	野口委員が言うのも正当だと思うし、川柳委員が言うのも正当なんですよ。ここで白黒つけることはできないですよ、こういう問題は。それで、議会で言った言わんの話は確かな議事録として残せばいい、そんなこと。それを読んで、この人変なこと言っとるな、また間違ったこと言っとるなと市民がそれを認めるか、その審判は4年に1回ずつあるわけですから、それをここで白黒、裁判のようにお前が間違っとなると、ここでそんなことする必要ない。これいつまでやっと思ったって区切り付かないと思いますよ。両方呼んできて、両方証拠出させんことには、そうでしょ。だから、この議事録のことについては触れずにそのまま、例えば議会基本条例にもあるように、個人攻撃をやったとか、あるいはセクハラ、パワハラをやったとか、そういう問題についてははっきりしておるでいいけど、思いのところをお互いに、議員は言っとるわけですから、それも前向きに考えようとしがてら言っとる、そんな前向きに考えとる証拠はどこにあるということになりますので、あんまりこういうことに触れないように、南谷委員も言ってみえましたが、この再発防止をできるだけ個々の議員は気をつけて。けど、思いというのは言わないといけないので、やっぱりそういう場ですから。私はそれを議事録には残したっていいというふうに思います。
野口委員	ちょっと個人的な話になるんですけど、2月9日に串本町に行って、個人的な視察で私費で行くんですけど、市の公式見解をしっかりと、行政側の考え方を公表している自治体があるんですよ。そういったところで羽島市も情報発

	信したらいいんじゃないですか、議事録消せとかそんなこと言っていないで、市は市として、こういう発言があったけどこうですということをやってほしいと思う。何でもかんでも議長に紙出して、全部そうですけど、議運が毎回毎回対応しているという、非常に生産性悪いと思う。だから、行政は行政でホームページがあるんだから情報発信すればいいと思うし、2月9日、Jアラートの訓練がありますが、ちょっと見に行くので、またちょっと発表させていただきたいと思いますが、そもそも今回の件は議事録削除ではなくて、再発防止の徹底でいいと思います。再発防止の徹底と書いてあるんだから、議事録削除しろと書いてないでしょ、書いてあるの。
後藤國弘委員長	私自身の個人的な意見を言えば、討論なのである程度の思いは述べていただくのは正当かなと思っていますが、ただ、その中に事実誤認がもしあるのであれば、それは指摘していただきたいと思います。他に意見なければ決を採りたいですがよろしいですか。 今回の栗津議員の討論に関して、削除した方がいいと思われるかたは挙手願います。 (挙手なし)
後藤國弘委員長	これはこのままでいいということで、再発防止に関しては事実誤認があるような発言は議場において行わないように、前の栗津議員の一般質問の削除した件も含めて、事実に基づいてしっかりとした発言をしていくように全議員に徹底していただく旨を議長に申し入れておきたいと思いますのでよろしくお願いします。 次に近藤議員の発言についてでありますけど、これも同じようなことですが、何かご意見ございますでしょうか。
野口委員	松井市長が提出されて、これ令和6年1月25日付けですけれども、本文の中にある、近藤議員から何か出されたんですか。令和6年1月19日付け文書というのはどんな文書なんですか。近藤議員が出されたんでしょう。
議会総務課長	近藤議員からは令和5年12月26日に松井市長より羽島市議会定例会最終日における近藤議員の発言について申し入れがございまして、それについて1月19日に回答という形で文書をいただいております。内容については、昨

	年コスモスポーツプラザイベントホールで後援会、自民党のどちらかで発言されたと複数のかたから聞きました。発言を聞かれた当事者が一字一句正確に覚えていることではありませんので間違っていたら議長名で議事録を削除してくださいと議長あてに回答がありました。
野口委員	市長の文書はいいんだけど、近藤議員の文書は見せていただけないの。両方見ないと、一応。これは市長の主張でしょ。
後藤國弘委員長	今回近藤議員の方から事実じゃなかったら削除してくださいと申し入れがあったんですね。
山田委員	事実か事実じゃないかわからんであかん。向こうは言っとらんと言っとるんやし、こっちは聞いとると言っとるんやし、きりが無い。
後藤國弘委員長	近藤議員はそこにおったわけではなくて、そこにおった人に聞いたという話。
山田委員	そういうのには関わらんようにしましょう。
藤川議長	こういうことがありましたという流れを資料とともにご案内させていただきたいと思います。12月26日付け松井市長から議長宛てに出されました文書、「羽島市議会定例会最終日における近藤議員の発言について（申し入れ）」というものをご覧ください。12月26日付けでこのような文書が提出されました。内容としましては、議会最終日の近藤議員の討論の発言中に、ある後援会の会場で述べられたようですが、投資効果がないということもその参加者のかたから私もはっきり聞きましたと近藤議員がおっしゃられたことに対して、市長から2点の発言の内容についての問い合わせが出されました。1点目は、参加者のかたから聞いたという、市長がある後援会の会場で投資効果がないと述べたということで、それがそもそもいつ、どこでそのような趣旨の発言がなされたと聞いたのか、具体的事実を明らかにされたいということ。そして2点目が、仮に市長がそういった発言をしたとして、そういった後援会がいつ、どこで行った何の後援会であったのかを事実関係を明らかにしてほしいという、そういった内容でございました。これは議長宛てに提出されましたもので、近藤議員にこうい

	った質問が出ておりますということを伝達し、回答が近藤議員から1月19日付けで提出されました。これが2枚目の近藤議員から提出された1月19日付け「羽島市議会定例会最終日における近藤議員の発言について（申し入れ）の回答について」という文書でございます。近藤議員から回答があり、それをそのまま市長に伝えました。そうしまして、この12月26日の文書と1月19日の文書のやり取りを受けまして、1月25日付けで皆様のお手元にあります文書、「令和6年1月19日付け羽島市議会定例会最終日における近藤議員の発言について」という松井市長からの文書が議長に提出されまして、発言の根拠をもとに適切に検証すること、虚偽の発言または事実誤認の発言だと判断された場合には近藤議員に対して厳正なる対応をすることについてという議長宛ての申し入れがなされたところでございます。これらを受けまして、1月25日付けの文書にその流れが全て書いてあるわけですがけれども、これを皆さんにご覧いただいて、議会としてはこれをどのように検証、あるいは対応すべきかということをご協議願えたらということで、この場でお願いしているところでございます。
野口委員	近藤議員の議事録ないよね。
後藤國弘委員長	これも先ほどと同じように、不信任の討論。25日付けの一番最後のところで、市長からののですが、1番として、近藤議員の発言の根拠をもとに適切に検証してくださいということと、虚偽の発言または事実誤認の発言であると判断された場合には、近藤議員に対して厳正なる対応をすることについてというふうになっております。
野口委員	申し訳ないけど、近藤議員が議長に提出された1月19日付けのですけど、去年のコスモスポーツプラザイベントホールの後援会、自民党のどちらか、うろ覚えやな。これ証明できるかと言ったらできないんですよね。近藤議員は発言を聞かれた当事者が一字一句正確に覚えていることではありませので、間違っていたら議長名で議事録を削除してくださいと書いてあるんですよ、議長決めたら、何が正しいのかわからない。
南谷佳寛委員	これも先ほどの栗津議員のときと一緒に、ここに近藤議員が書かれているように、一字一句覚えていることではありませのでということで、近藤議員はまた聞きでこれを

山田委員	しゃべられとるし、そういういい加減なことをそういう場所で言うべきではないと思います。間違っていたら議長名で議事録を削除みたいな、こんないい加減なことを議議場の場でしゃべること自体がおかしいと思います。 これまた非常にわかりやすい問題だと思うけど、こういう場が議会の場だと思う、本来。だから、それに対して白黒を、こっちが良い、あっちが悪いとつけようとするこすらおかしいことだと思う。だから、こういうのはこういうので別にいいじゃないですか、お互いに言いたいことを言って、間違っとなるか間違ったらんかもわからないわけですから。裁判なりになけもらわなかんわけであって、そんな無駄な経費も使うこともないと思うんで、そうじゃなしに、もっといろんな防止策のために議会と執行部が一丸となって、市民のために、そんな戦争ばっかやったらんでもいいので、ちょっと前向きに考えた方がいいですよ。そういう方向へ我々議会は行った方がいいと私は思います。
後藤國弘委員長	これも先ほどと同じように、近藤議員に関しては、こういうことを言っている人の話を聞いたということで事実確認が取れるかどうか全然できないですし、事実かどうか確認はここでは取れませんので、いわゆる先ほどと同じように、議会では事実に基づいてしっかり発言するようという議長から議員全体に対する注意を促してもらうという形でいいんじゃないかなと思いますが、皆さんどうですか。
後藤國弘委員長	(異議なし) そのように議場での発言はきちっとした事実に基づいた発言をするようというふうに全議員に徹底してくださいという通達を議長にお願いすることにしたいと思います。よろしくお願いします。 あと、先ほど議事録を削除したものに関して、録画に対してはどうしましょうということです。栗津議員の議場での発言に対する録画ですが、これはどうしましょう。
議会総務課長	今回、発言取り消し箇所が非常に多く、録画をそのまま流すことも切り取ることもちょっと難しいと考え、本会議の録画映像を配信している委託業者に確認しましたところ、映像をそのまま流し、音声のみ消すということも可能

	であるという返事をいただきましたので、そのように公開することも可能ですが・・・。 （「お金はあるの」と呼ぶものあり）
議会総務課長	委託業者ですので、全部費用に含まれていますので大丈夫です。
後藤國弘委員長	委託業者なので編集は全部費用に含まれているということですね。音声を消すということによろしいですか。 （異議なし）
後藤國弘委員長	削除した部分に関しての録画に関しては音声を消去してください。
川柳委員	私は削除という言葉を使うべきじゃなくて、改ざんだというふうに思いますので、それはするべきではないというふうに思います。
山田委員	一緒、なぶる必要ない。よっぽどいつも言うように、誹謗中傷とか、目に見えるものが起きたらであって、今の言った言わんの話は答えが出せないなので、その必要はない。
野口委員	私は検証したので、栗津議員のに関しては。動画のその部分は削除していただいて結構です。賛成です。
後藤徹委員	提出された証拠というのが存在しているので、それをもってこの議会運営委員会で確認をしたので、確認ができた部分に関しては削除しても問題はないんじゃないかなと考えます。
南谷佳寛委員	同じ意見です。
後藤國弘委員長	今回は議事録を削除するということ、削除というか黒丸にするというふうに決まっておりますので、音声の方を残すというのは矛盾が生じるかなと思いますので、その部分の音声を消していただく方向であるということです。その音声を残すなら議事録削除してはいけないと思いますので、削除するということか、音声を無音にするということによろしいでしょうか。

	(「異議なし」と呼ぶものあり)
後藤國弘委員長	反対のかた2人、賛成3人ということですね、賛成多数ですのでそのように取り計らってください。
山田委員	決めて全協では諮らないの、ここで決めるの。
後藤國弘委員長	はい。
山田委員	いいですよ、多数で、委員長のお話ですので、私は一応反対しておきます。
藤川議長	栗津議員の一般質問の発言については、議場で本人から、発言の取り消しの申し出が出ているんです。それを全会一致で、議場で皆さんにお諮りをして、発言取り消しを認めておりますので、その点についてはそれを前提として議論を進めていただきたいと思いますし、その上でどの部分の発言を削除するかということも栗津議員に確認し、あとは録音のデータも聞いていただいて、議運としても事実じゃなかったということは確認されておりますし、検証を行っております。その上でどの部分を削除するかというところについて、今日もご意見をいただきましたけれども、またご意見に基づいて削除することが決まったという、こういった一連の流れがございますので、最後その音声をどうするかということについては、技術的にその音声を無音にするということができるということで、それを協議願ったところでございましてけれども、まず発言を取り消してあるということがまず大前提にありますので、その旨だけご理解いただけたらと思います。
後藤國弘委員長	そういうことです。栗津議員の発言を取り消すということの了解を得てこの議運にかけて、どこを削除するかということで先ほど協議していただいて、音声もその部分は無音にするというふうでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
野口委員	本当これ何とかしないと、議長も委員長も大変なんですよ、間違いなく。もちろん議員一人一人しっかりしなきゃいけないところはあるんですけど、当人同士でできないものなの、これ。他の議会どういうやり方してるの、そも

	そもこういう話がないの、ちょっと考えた方がいい。本題の議論よりも時間かかってるんだから。それは本当に真剣に考えなきゃいけないと思いますし、行政は行政で主張したいんだったら主張すればいいし、議員だって一地方議員、政治家なんだから主張すればいい話なので、全部が全部こっちに被せるというのもおかしいと思います。
山田委員	本当に野口委員いいこと言ったと思うんですけども、行政の立場で我々は考えちゃいかんわけですよ、議員は。要するに行政のチェック機関ですから、いいことはいい、悪いことは悪い、是々非々、これをしっかりと各議員、議会が保ってれば、こういう問題は削除されると私は思います。ぜひこういうことのないように、これ議会ばかりじゃないですよ、行政側からこういう問題が出てくるものですから、これをどうするかという問題が起きるわけですので、ぜひそういうことのないように、一つお願いしたいと思います。
野口委員	だからといって何でもかんでもしゃべっていいという話じゃないですよ、根拠に基づいて。
後藤國弘委員長	これは先ほど結論出したように、事実に基づいた発言を議場では気をつけてくださいということを徹底するようにということで締めたいと思いますが、他にございますでしょうか。議長よろしいですか。
	(発言なし)
後藤國弘委員長	副議長よろしいですか。
	(発言なし)
藤川議長	皆さんにご報告がございまして、各委員会で視察に行っていたいただいて、市長に対して提言を各委員から出していただいたと思います。タブレットに資料ございますが、こういった回答がありましたということを各委員会には報告をしなければいけないと思っております。それで、どこかのタイミング、今までどこでということをはっきりしていなかったみたいなんですけれども、正副委員長会議を開催しまして、その正副委員長にそれぞれの委員会から出た提言に対する回答をお渡しするような、報告するような形でい

	きたいと思っておりますが、そのように進めてもよろしいでしょうか。
後藤國弘委員長	いつごろ正副委員長会議はやりますか。
議会総務課長	詳細説明のときです。
後藤國弘委員長	3月議会が始まって、議案詳細説明の後に正副委員長会議ということで、そこで提言の回答。
藤川議長	タブレットの方にも入っておりますが、各委員会ごとにその回答が出ておりますので、お目通しをいただけたらと思います。
後藤國弘委員長	ということでありますのでよろしくお願いします。 大変な長いことご苦労さまでした。これで議会運営委員会を終了したいと思います。よろしくお願いします。
	【閉会＝午前 1 1 時 5 1 分】